世田谷区官民連携指針(素案)概要版

第1章 官民連携の基本的考え方

1. 指針策定の背景

- ▶ 官民連携の目的は、公共サービスの更なる充実にある。
- ▶ 区は基本計画の中の「実現の方策」において、「地域活動団体、NPO、大学、企業等、事業者との相互のネットワークの広がりと強化に努めます」としている。
- ▶ 区を取り巻く環境は、<u>高齢者人口の増加</u>を始めとし、<u>全体人口の増加</u>という他自治体とは異なる状況が予測されている。また、区の公共施設の老朽化が進んでおり、<u>建替えや改修などの行</u>政コストの増加が見込まれる。
- ▶ このような区の状況の変化の中で、行政需要は多様化、複雑化してきており、既存の枠組みに とらわれない手法の検討が求められている。

官民連携の推進は、基本計画や新実施計画、個別計画の実現のための一つの手法となる。

2. 指針策定の目的と位置付け

目的

- ・民間企業等からの提案受付窓口を明確にする。
- ・事務手続きなど実施までのプロセスを明確にする。

民間事業者と区の連携を更に推進する。

▶ 位置付け

・世田谷区基本計画、世田谷区新実施計画、個別計画の実現に向けたツールの1つとして位置付ける。

3. 官民連携の基本的考え方

- ▶ 対話による価値の創造
- ▶ 効果の検証及びフィードバック

4. 期待される効果

▶ 民間企業等の柔軟な発想や手法による新たな事業展開

民間企業等から提案を受け付けることで選択幅が拡がり、更なる公共サービスの充実が期待。

▶ 行政コストの削減

区と民間企業等がともに検討していくことで、行政コストの最適化や削減が期待。

ト 民間企業等の CSR 拡大

区が民間企業等と連携することで、更なる CSR の拡大を促し、社会的課題の解決に期待。

第2章 官民連携の体制

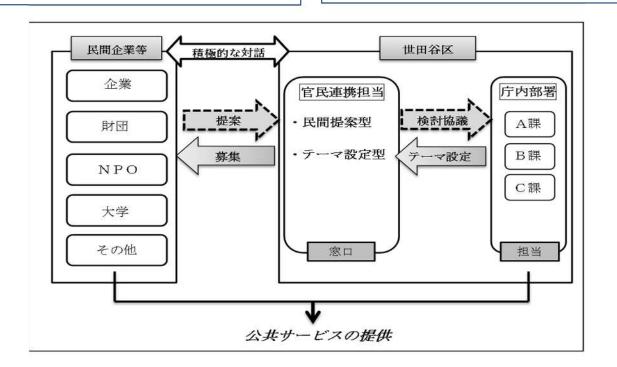
1. 担当窓口の設置

現状の課題

- ✓ 担当所管により判断と対応に差
- ✓ 部署をまたがる提案に関する横断的な調整
- ✓ 民間企業等が提案しにくい(担当部署が わからない、統一的に提案する場がない)

新たな体制と効果

- ✓ 専門の推進組織(強化)
- ✓ 区全体の方針に沿った判断と対応を可 能に
- ✓ 部署をまたがる提案の調整強化
- ✓ 提案窓口の設置により提案を促進



2. 官民連携の仕組み

【民間提案型】	委託型	民間企業等から公共性のある事業提案の募集を随時行います。提案内容を区と協議の上、区が事業実施の事業者 の公募を行います。
	連携型	民間企業等から連携で行う事業 (イベントなど) の提案 募集を随時行います。提案内容を区と協議の上、実施し ます。事業の実施の際は、協定書の締結など文書による 取り交わしを行います。
【テーマ設定型】	委託型	区が示す課題等に対して、民間企業等からの提案を募集 します。提案内容を区と協議の上、区が事業実施の事業 者の公募を行います。
	連携型	区が連携を望む事業 (イベントなど) に対して、民間企業等の提案や参加を募集し、提案内容を区と協議の上、 実施します。事業の実施の際は、協定書の締結など文書 による取り交わしを行います。

第3章 官民連携の留意事項

▶ 提案情報の取扱い

アイデアなどの知的財産について、公表すべき場合をのぞき、提案者と協議の上、適切に保護。

・ 提案のインセンティブ

自社の強みを活かした事業内容による優位性やPRが可能となる。

内部ノウハウ等の向上

職員向けの説明会や研修会を実施することで、職員意識とノウハウの向上を図る。

■ 第4章 各種ガイドライン等の扱いについて

下記ガイドライン等は、民間企業等との連携にあたって、制度の複雑性や特殊性に鑑み、既に 策定しているもの、もしくは新たに策定したものです。

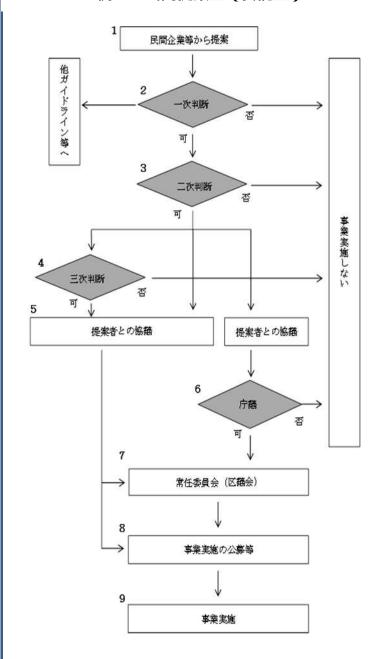
今回の官民連携指針策定にあたり、官民連携指針の一部として位置付けます。提案内容によっては、これらのガイドラインを基に進めていきます。

- 1. (仮称)官民連携による施設整備ガイドライン
- 2. 指定管理者制度運用に係る指針
- 3. 世田谷区公有財産有効活用指針
- 4. 公有財産の貸付・使用許可指針
- 5. 自動販売機の設置による公有財産の有効活用指針
- 6. 区有駐車場有料化指針
- 7. 世田谷区広告掲載ガイドライン
- 8. ネーミングライツの導入指針

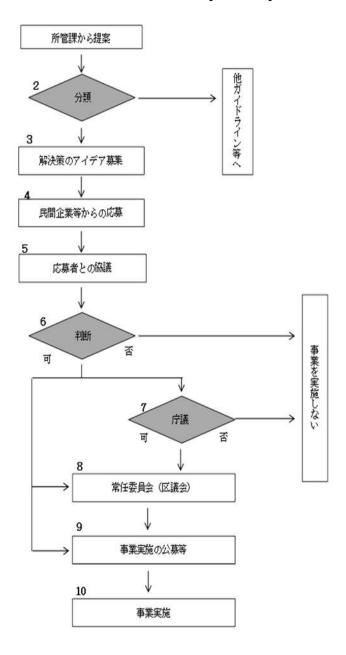
第5章 事務手続き

1. 官民連携の仕組みの流れ

<例1>民間提案型(委託型)



<例2>テーマ設定型(委託型)



2. イベント等の共催等の詳細

▶ 区が事業主体(事業主体の一部)の場合

主催 共催 協力 協賛 実行委員会 について整理。

民間企業等が事業主体(事業主体の一部)の場合

共催 協力、協賛 後援 について整理。

▶ 共催における相手方のスポンサーの取扱い

相手方のスポンサー 区の協賛 について整理。